



なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

## 5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 平成31年 3月22日 15時00分  
長崎県長崎市多良町1551-8  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
西海区水産研究所 小会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 平成31年 3月22日 11時00分  
3. ①に同じ。

## 6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

## 7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
次の①及び②いずれにも該当する契約先  
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること  
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。
- ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報  
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名  
② 当機構との間の取引高  
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）  
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他  
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が  
行う契約に係る情報の公表及び情報公開の取組」が掲載されています。また、本機構の  
要約情報については、ご依頼の旨にお応えいたします。また、本機構のホームページには、  
結末をお知らせいたします。また、本機構のホームページには、ご依頼の旨にお応えいた  
ますので、ご了解願います。

#### 8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン  
（実施基準）」（平成19年2月15日文科省決定）に沿って、公的研究費の契約等に  
おける不正防止の取組を行っている。取組のひととして、取引先の皆様に「国立研  
究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上  
の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。  
公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出につい  
て、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、  
入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いしま  
す。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出し  
ていただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業務仕様書

1. 件名 西海区水産研究所自家用電気工作物保安全管理業務

2. 業務目的 本業務は、当所長崎庁舎及び五島庁舎が設置する自家用電気工作物の維持・運用について、当所が定めた保安規程及び関係法令等に基づき電気の保安を確保することを目的とする。

3. 保安全管理業務の対象

保安全管理業務の対象は次に掲げる電気工作物とする。

1) 業務場所

国立研究開発法人水産研究・教育機構

西海区水産研究所

① 長崎庁舎及びまぐろ飼育研究施設

長崎県長崎市多以良町1551-8

② 陸電施設

長崎県長崎市多以良町1551-8

③ 五島庁舎

長崎県五島市玉之浦町布浦122-7

2) 電気設備の概要

a 需要設備	① 設備容量	3,050kVA	電圧	6,600V
	② 設備容量	300kVA	電圧	6,600V
	③ 設備容量	600kVA	電圧	6,600V

b 非常用予備発電装置

① 設備容量	500kVA	電圧	6,600V
② 設備容量	400kVA	電圧	6,600V
③ 設備容量	無	電圧	無
④ 設備容量	150kVA	電圧	220V

4. 業務期間 平成31年 4月 1日～平成34年 3月31日

5. 業務内容

1) 保安全管理業務の内容

保安全管理業務は、保安規程に基づき、当該電気工作物について、次の各号にかかげる業務を行うものとする。

- (1) 電気工作物の維持及び運営が適正に行われるよう、助言又は協議を行うとともに、当該電気工作物の点検、測定及び試験を定期的に行い、技術基準の規定に適合しない項目があるときは、必要な報告、助言を行うこと。
- (2) 電気工作物の事故発生等の場合は、応急措置及び事故原因の探求に協力し再発防止の為、とるべき措置を報告、助言し、必要に応じて臨時点検を行うこと。
- (3) 電気工作物の変更の工事について、設計の審査、工事中の点検及び竣工検査を行い必要な報告助言を行うこと。
- (4) 法令に定める官庁検査の立合いを行うこと。

2) 点検種別及び点検内容

- (1) 月次点検………点検頻度 毎月1回(主として施設の運転中に行う点検、測定及び試験)
- (2) 年次点検………点検頻度 毎年1回(主として施設を停止して行う精密な点検、測定及び試験)
- (3) 臨時点検………異常が発生した場合等、必用に応じて行う点検、測定及び試験
- (4) 工事中の点検……工事期間中、週1回の工事中の点検

※別紙点検、測定及び試験の基準に従い点検等を実施すること。

3) 点検・測定及び試験の一部又は全部の実施を除外する電気工作物

電気工作物の種類	除外する点検、測定及び試験
消防設備、昇降設備のように取扱いに法令で定める特定の資格を要するもの及び電子機器又は電子部品等を内蔵し、取扱に専門の技術を要するもの	主開閉器から各機器の1次側電路までの外観点検及び絶縁抵抗測定(実施可能のものに限る)以外の点検、測定及び試験
移動して使用する電気機器及びこれに属する電線	常時、電路に接続して使用されるもの及び点検時に現場に置かれているもの以外のものの点検、測定及び試験
密閉防爆型機器等のように構造上点検できない機器	外観点検及び絶縁抵抗測定以外の点検、測定及び試験
発電所及び非常用予備発電装置の原動機、非常用予備電源の蓄電池並びにこれらの付属装置	「別紙第1」の点検、測定及び試験の基準で実施可能なもの以外の点検、測定及び試験並びに分解整備、排ガス測定等、機械整備に属するもの
上記以外に点検が困難な設備	点検者の立ち入りが著しく困難な設備の点検、測定及び試験

4) 適用法令及び九州産業保安監督部長への申請、届出等

(1) 適用法令等

契約の履行にあたって、次の関係法令等に基づいて業務を行うものとする。

- a 電気事業法
- b 労働安全衛生法

(2) 九州産業保安監督部長への申請、届出等

- a 契約の履行上必要な九州産業保安監督部長への申請、届出等の諸手続きは、受託者は委託者の要請を受けて速やかに行うものとする。

なお、必要に応じて受託者は委託者に対し、電気事業法第107条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きに関する助言を行うこと。

- b 前項の申請・届出に対して2か月以内に承認が得られなかった場合又は契約期間内に受託者に起因して、承認が取り消された場合は、委託者は契約を解除できるものとする。

5) 機械器具の保有

- (1) 受託者は電気事業法施行規則第52条2項に定められた機械器具を有していること。
- (2) 受託者が業務に使用する測定機器は国家基準を満たした方法で校正・誤差試験を実施すること。
- (3) 前項の測定機器の校正・誤差試験の記録は委託者の求めがあったとき、直ちに開示しなければならない。又、合格品は校正試験合格シールを添付し実施日を明示すること。

6) 安全管理

(1) 安全の確保

業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めなければならない。

(2) 単独作業の禁止

高圧電路の停電、送電操作を伴う作業、高圧近接作業、又は高所作業を行う場合は安全の確保のため監視者をおいて複数で作業を実施すること。

(3) 防護具、保護具の使用

受託者は高圧近接作業を行う場合は適正な絶縁用防護具、絶縁用保護具を使用しなければならない。そのために必要な適正な防護具、保護具を常備しなければならない。

受託者は防護具、保護具の定期自主検査(6か月に1回以上)を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない。

又、その記録は委託者の求めがあったとき直ちに開示しなければならない。

7) 電気事故時における対応及び体制

- (1) 受託者は電気事故等、緊急時の連絡体制について明確にし、24時間受付対応を行うこと。
- (2) 受託者は事故及びその他の異常が発生した場合は直ちに適切な応急措置を行うこと。
- (3) 受託者は、風水害・雷害の被害が予測される場合には迅速な対応が出来る体制であること。

8) 点検結果の報告

(1) 委託者(事業場)への報告

点検結果(事故・災害時の臨時点検も含む)を点検後速やかに報告すること。

9) 保安教育

- (1) 委託者の要請に応じて、委託者の職員に対して電気安全等に関する講習会を行うこと。
- (2) 講習会は、電気安全の他、電気事業法の改正内容等を含むこと。

10) その他

- (1) 受託者は省エネルギーに関する検討を行い、有効と判断される場合は委託者に対して提案すること。
- (2) 委託者の施設において重要な行事等が実施される場合は、委託者の要請に応じて、事前の臨時点検及び行事中の点検を実施すること。

6. その他

- 1) 詳細については委託者の指示に従うこと。

## 点検、測定及び試験の基準

電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

### 1 点検の種類

- (1) 月次点検は、主として施設の運転中に行う点検、測定及び試験をいう。
- (2) 年次点検Aは、主として施設の運転中に行う精密な点検、測定及び試験をいう。
- (3) 年次点検Bは、主として施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験をいう。
- (4) 臨時点検は、異常が発生した場合の原因探求等をいう。

### 2 点検の実施回数

#### (1) 月次点検、年次点検

経済産業省「告示第249号」に基づき行い、このうち年1回年次点検を行うものとする。

(需要設備)

- ① 年次点検Aは、3年に2回行うものとする。
- ② 年次点検Bは、3年に1回行うものとする。

※ 年次点検Bを実施した年度から起算して3年以内に、次回の年次点検Bを行うものとする。

※ 設備の条件等により年次点検Aを行うことができない場合は、年次点検Bを1年に1回行うものとする。

(発電設備)

年次点検Bを1年に1回行うものとする。

#### (2) 臨時点検

必要の都度実施するものとする。

### 3 点検の方法

- (1) 外観点検とは、運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、音響、臭覚及び温度計等により点検することをいう。
- (2) 観察点検とは、施設の運転を停止して、上記点検のほか、手指を接触させて点検することをいう。

4 点検、測定及び試験項目

(1) 需要設備

電気工作物	点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検	
			年次点検A	年次点検B		
受電設備 (含む二次受電設備)	責任分界となる 開閉器 引込線等	外観点検	○	○	○	必要のつとど
		観察点検			○	
		絶縁抵抗測定			○	
		絶縁診断(部分放電測定)		○		
	電線及び支持物 ケーブル	継電器動作試験		※8 ○	※10 ○	
		継電器との結合動作試験			○	
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○	
		観察点検			○	
		絶縁抵抗測定			○	
		絶縁診断(部分放電測定)		○		
		継電器動作試験			※10 ○	
		継電器との結合動作試験			○	
		※1 絶縁油の点検・試験			○	
	※1 内部点検			○		
	断路器 電力用ヒューズ 避雷器 計器用変成器 母線 電力用コンデンサ その他高压機器	外観点検	○	○	○	
		観察点検			○	
		絶縁抵抗測定			○	
		絶縁診断(部分放電測定)		○		
	変圧器	外観点検	○	○	○	
		観察点検			○	
		絶縁抵抗測定			○	
		絶縁診断(部分放電測定)		○		
		漏れ電流測定	○	○	○	
		※1 絶縁油の点検・試験			○	
	※1 内部点検			○		
	配電盤 及び 制御回路	外観点検	○	○	○	
		観察点検			○	
		絶縁抵抗測定			○	
絶縁診断(部分放電測定)			○			
継電器動作試験				※10 ○		
受電設備の建物・室 キュービクルの外箱	外観点検	○	○	○		
	観察点検			○		
接地装置	外観点検	○	○	○		
	観察点検			○		
	※2 接地抵抗測定		○	○		



電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				年次点検A	年次点検B	
配電設備	開閉器 遮断器 変圧器 配電線路 電線及び支持物 接地装置	受電設備に準ずる	同左	同左	同左	必 要 の つ と
	電気使用場所の設備	外 観 点 検 視 察 点 検 ※3 絶 縁 抵 抗 測 定 ※2 接 地 抵 抗 測 定	○   	○  ※9 ○ ○	○  ○ ○	
非常用予備発電設備	原 動 機 及 び 付 属 装 置	外 観 点 検	○	○	○	
		視 察 点 検			○	
		※4 保 護 装 置 動 作 試 験		○	○	
		始 動 試 験	○	○	※5 ○	
	発 電 機 及 び 励 磁 装 置 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○	
		視 察 点 検			○	
	※4 絶 縁 抵 抗 測 定		○	○		
	※2 接 地 抵 抗 測 定		○	○		
	開閉器・遮断器・配電盤 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱	受電設備に準ずる	同左	同左	同左	
小出力発電設備	原動機・付属装置 発電機・励磁装置	非常用予備発電設備に準ずる	同左	同左	同左	
	水力設備及び付属装置 風力設備及び付属装置 太陽電池及び付属装置 燃料電池及び付属装置	外 観 点 検	○	○	○	
		視 察 点 検			○	
		※4 絶 縁 抵 抗 測 定		○	○	
	接 地 装 置 開閉器・遮断器・配電盤 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱	受電設備に準ずる	同左	同左	同左	
蓄電池設備	蓄 電 池	外 観 点 検	○	○	○	
		視 察 点 検			○	
		液 量 点 検		○	○	
		※6 電 圧 ・ 比 重 ・ 液 温 測 定		※7 ○	※7 ○	
	充 電 装 置	外 観 点 検	○	○	○	
		視 察 点 検			○	
		※4 絶 縁 抵 抗 測 定		○	○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	○	
絶縁監視装置	外 観 点 検	○	○	○		
	設定値確認・検知動作試験		○	○		
	設定値の誤差確認・自動伝送試験		○	○		

(2) 内燃力発電所

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検B	臨時点検
内 燃 力 発 電 設 備	原 動 機	外 観 点 検	○	○	必 要 の つ つ ど
		観 察 点 検		○	
		※11 機 関 の 調 整 ・ 整 備			
	発 電 機	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		※4 絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
	配 電 盤 等 遮断器 開閉器 変圧器 制御装置 保護継電器 等	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
		※11 継電器との結合動作試験		○	
		継電器動作特性試験		1回/3年	
		漏れ電流測定	○	○	
		※1 絶縁油の点検・試験		○	
		※1 内 部 点 検		○	
		※11 制 御 装 置 試 験		○	
		起 動 停 止 試 験		○	
	始 動 用 設 備 蓄電池 充電装置 電気始動装置 充気装置 付属装置	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
		※6 蓄電池電圧・比重・液温測定		1回/6ヵ月	
	燃料供給施設 (貯蔵・供給設備)	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
※2 接 地 抵 抗 測 定			○		

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検B	臨時点検
内 燃 力 発 電 設 備	冷 却 装 置 (冷却器・熱交換器)	外 観 点 検	○	○	必 要 の つ ど
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
	発 電 機 室 内	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	

- (注) (1) ※ 1を付した項目は、負荷の使用状況等に応じて、必要が認められる場合に行う。
- (2) ※ 2を付した項目は、過去の実績によって、その一部又は全部を省略することがある。
- (3) ※ 3を付した項目は、絶縁監視装置の監視記録により代えることがある。
- (4) ※ 4を付した項目は、場合によっては実施できないときがある。
- (5) ※ 5を付した項目は、自動で行うものとする。
- (6) ※ 6を付した項目は、パイロットセルで行うものとし、構造(密閉型等)によりその一部又は全部を省略することがある。
- (7) ※ 7を付した試験項目で特定箇所については、6ヶ月に1回実施する。
- (8) ※ 8を付した項目は、過去の実績その他の理由により実施しないことがある。
- (9) ※ 9を付した項目は、漏れ電流測定記録により代えることがある。
- (10) ※10を付した項目は、特性試験を3年に1回以上行う。
- (11) ※11を付した項目は、原則として「当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する者」により行うものとする。  
なお、保安協会以外が実施したものについては、記録により確認を行うものとする。
- (12) ※12を付した項目は、運転時間毎に行うものとする。

(3) 風力発電所

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検B	臨時点検
風力発電設備	原 動 機	外 観 点 検	○	○	必 要 の つ ど
		観 察 点 検		○	
		※4 機 関 の 調 整 ・ 整 備		○	
	発 電 機	外 観 点 検		○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
	配 電 盤 等 遮 断 器 開 閉 器 変 圧 器 制 御 装 置 保 護 継 電 器 等	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
		※4 継 電 器 と の 結 合 動 作 試 験		○	
		継 電 器 動 作 特 性 試 験		1回/3年	
		漏 れ 電 流 測 定	○	○	
		※1 絶 縁 油 の 点 検 ・ 試 験		○	
		※1 内 部 点 検		○	
		※4 制 御 装 置 試 験		○	
	蓄 電 池 設 備 蓄 電 池 充 電 装 置 付 属 装 置	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
		※3 蓄 電 池 電 圧 ・ 比 重 ・ 液 温 測 定		○	
	発 電 機 室 内	外 観 点 検		○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
※2 接 地 抵 抗 測 定			○		

- (注) (1) ※1を付した項目は、負荷の使用状況等に応じて、必要が認められる場合に行う。  
(2) ※2を付した項目は、過去の実績によって、その一部又は全部を省略することがある。  
(3) ※3を付した項目は、パイロットセルで行うものとし、構造(密閉型等)によりその一部又は全部を省略することがある。  
(4) ※4を付した項目は、原則として「当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する者」により行うものとする。  
なお、保安協会以外が実施したものについては、記録により確認を行うものとする。

(4) 太陽電池発電所

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検B	臨時点検
太陽電池発電所	光電池設備	外 観 点 検	○	○	必 要 の つ ど
		観 察 点 検		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
	蓄電池設備 ┌ 蓄電池 │ 充電装置 └ 付属装置	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
		※3 蓄電池電圧・比重・液温測定		○	
	電力変換装置	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
	配 電 盤 等 ┌ 遮断器 │ 開閉器 │ 変圧器 └ 制御装置 保護継電器 等	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
		※4 継電器との結合動作試験		○	
継電器動作特性試験			1回/3年		
漏 れ 電 流 測 定		○	○		
※1 絶縁油の点検・試験			○		
※1 内 部 点 検			○		
※4 制 御 装 置 試 験			○		

- (注) (1) ※1を付した項目は、負荷の使用状況等に応じて、必要が認められる場合に行う。  
 (2) ※2を付した項目は、過去の実績によって、その一部又は全部を省略することがある。  
 (3) ※3を付した項目は、パイロットセルで行うものとし、構造(密閉型等)によりその一部又は全部を省略することがある。  
 (4) ※4を付した項目は、原則として「当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する者」により行うものとする。  
 なお、保安協会以外が実施したものについては、記録により確認を行うものとする。

(5) 燃料電池発電所

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検B	臨時点検
燃 料 電 池 発 電 所	電池本体	※3 外 観 点 検	○	○	必 要 の つ つ ど
	燃料供給系 空気系 水蒸気系 配置ガス系 排気系 電池収納系	※3 観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
	電力変換装置	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
	配 電 盤 等 遮断器 開閉器 変圧器 制御装置 保護継電器 等	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
		※4 継電器との結合動作試験		○	
		継電器動作特性試験		1回/3年	
		漏 れ 電 流 測 定	○	○	
		※1 絶縁油の点検・試験		○	
※1 内 部 点 検			○		
※4 制 御 装 置 試 験			○		

- (注) (1) ※1を付した項目は、負荷の使用状況等に応じて、必要が認められる場合に行う。  
 (2) ※2を付した項目は、過去の実績によって、その一部又は全部を省略することがある。  
 (3) ※3を付した項目は構造上により実施できないことがある。  
 (4) ※4を付した項目は、原則として「当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する者」により行うものとする。  
 なお、保安協会以外が実施したものについては、記録により確認を行うものとする。